



佐 呂 間 町

第7期障がい福祉計画
障 が い 者 計 画
第3期障がい児福祉計画



北海道 佐呂間町

本計画書における「障害」の漢字書き、ひらがな書きの取り扱いは、北海道の取り扱い指針に沿って、次のとおり使い分けをしています。

◆「障害」を用いるもの

- ・国の法令や法令に定義されている固有の名称
- ・北海道の条例や規則などで使用している固有の名称

◆「障がい」を用いるもの

- ・「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合

	目	次
第1章	計画の基本理念	
1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置付けと法的根拠	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の体制と経緯	3
第2章	計画を取り巻く状況	
1	人口の推移	4
2	障がい者の現状	5
	(1) 身体障がい	6
	(2) 知的障がい	7
	(3) 精神障がい	7
	(4) 難病等	8
	(5) 発達障がい	8
	(6) 高次脳機能障がい	9
3	障害支援区分の認定状況	10
第3章	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における 成果目標と実績	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	11
2	福祉施設から一般就労への移行	11
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
4	障がい児支援に関する提供体制の整備	14
5	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	15
6	相談支援体制の充実・強化等	15
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築	16
第4章	計画推進のための基本的事項	
1	令和8年度に向けて目指す方向	17
2	成果目標	21
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	22
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	25
	(4) 福祉施設から一般就労への移行	27
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	28
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	29

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための	
取り組みに係る体制の構築	29

第5章	障害福祉サービス等の実績と見込量	
1	居住系サービス	30
2	日中活動系サービス	31
3	訪問系サービス	35
4	相談支援サービス	39
5	障がい児支援	39
6	地域生活支援事業サービス	41
第6章	佐呂間町の地域支援等	
1	地域生活支援の現状	47

第1章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨と目的

平成18年に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の再編や一元化が進み、利用者負担や障がい者等の範囲の見直しによる改正を経て、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

この障害者総合支援法の目的は「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」とされています。

市町村の責務としては、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。」と掲げられており、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス等及び児童通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国の基本的な指針」）に即して、市町村福祉計画を定めるものとされています。

同様に児童福祉法においても国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとしています。

令和3年度に策定した「佐呂間町第6期障がい福祉計画・障がい者計画・第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、令和6年度を始期とする「第7期障がい福祉計画・障がい者計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付けと法的根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者基本計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

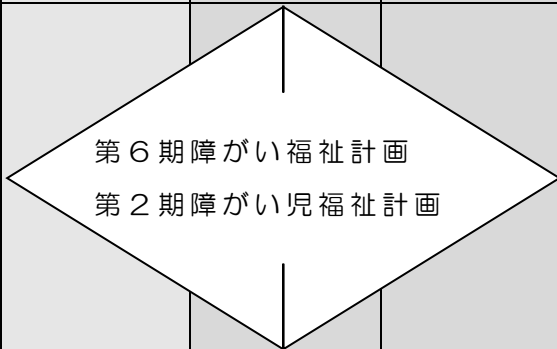
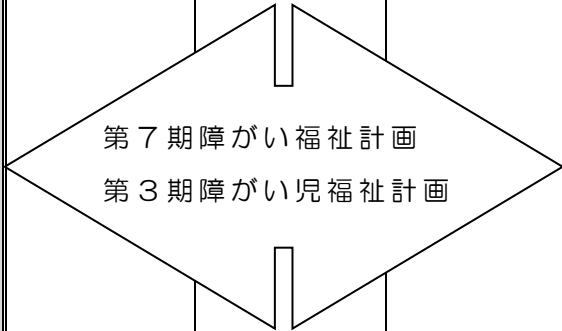
策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針に即して障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項をはじめ、サービス等の種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策等を定めています。

また、町政運営の基本方針となる「第5期佐呂間町総合計画」をはじめ、その他の町の各種計画と密接に関連し、それぞれの計画との整合性をはかり策定しました。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、法律や制度の変更が生じた場合、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行なうものとする。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

4 計画策定の体制と経緯

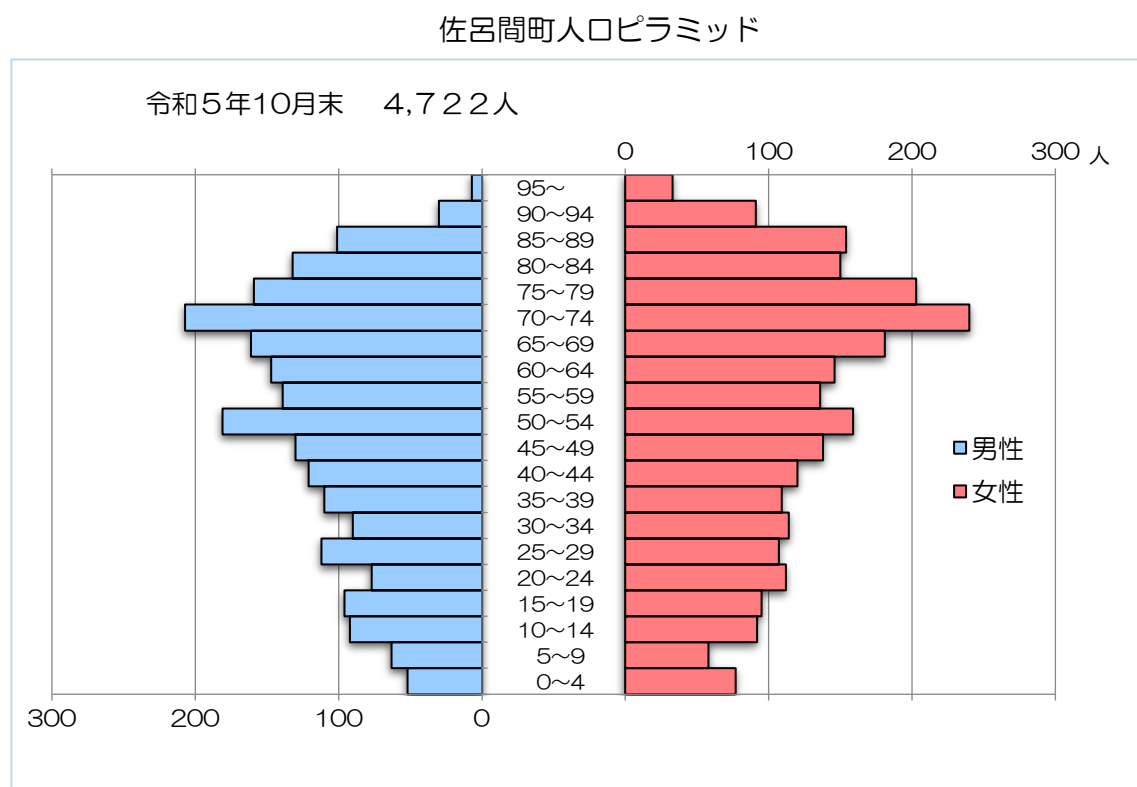
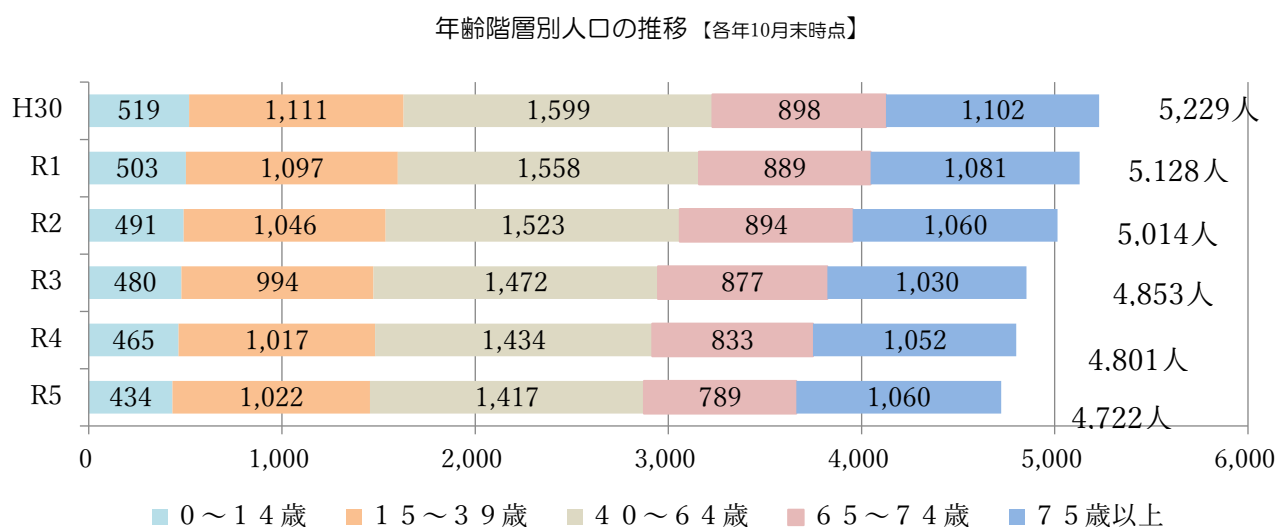
この計画の策定にあたっては、保健福祉課が策定の中心を担い、庁舎内の障がい者に関連する各担当部局と連携のもとに策定しました。

自宅で障がいがある方を支援している家族や障害福祉サービスの利用に至っていない方を支援する家族等からの相談対応などから、障がい者本人や障がい者の支援を担う関係者を取り巻く実情を把握するとともに、必要となる支援の意向を踏まえた計画推進を進めていきます。

第2章 計画を取り巻く状況

1 人口の推移

佐呂間町の住民基本台帳による人口の推移は下記のとおりです。
5年間で総人口は9%ほど減少しています。



2 障がい者の現状

本町における障がいのある人の数は合計で３９８人、障がい別では身体障がいのある人が２９３人（全体の７３．６％）、知的障がいのある人が６８人（全体の１７．１％）、精神障がいのある人が３７人（全体の９．３％）となっています。

総人口に占める障がいのある人の割合は８．４％となっております。

総人口及び障がいのある人の状況（令和５年１０月末現在）

区 分	総人口	障がい者 総 数	身体 (手帳所持 者)	知的 (手帳所持 者)	精神 (手帳所持 者)
人数 (人)	4, 7 2 2	398	293	68	3 7
比率 (%)		8.4	6.2	1.4	0.7

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は293人で、うち18歳未満は3人、18歳以上64歳未満は41人、65歳以上が249人となっています。

等級別では「3級」と「4級」が共に76人と最も多く、全体の約26%を占めており、1級、2級の重度所持者は103人と全体の35%となっています。

身体障害者手帳所持者の状況 (令和5年10月末現在)

(単位：人)

障害種別	年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	合計
視覚障がい	18歳未満								10
	18～64歳	1	1		1			3	
	65歳以上	2	4				1	7	
聴覚障がい	18歳未満								7
	18～64歳								
	65歳以上			1	2		4	9	
音声言語 そしゃく 障がい	18歳未満								3
	18～64歳				2			2	
	65歳以上		1					1	
肢体障がい	18歳未満	2	1					3	194
	18～64歳	4	3	5	10	3	2	27	
	65歳以上	13	16	61	46	19	9	164	
内部障がい	18歳未満								79
	18～64歳	6		1	2			9	
	65歳以上	46	3	8	13			70	
計	18歳未満	2	1					3	293
	18～64歳	11	4	6	15	3	2	41	
	65歳以上	61	24	70	61	19	14	249	
	合計	74	29	76	76	22	16	293	

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、68人で、うち18歳未満は23人、18歳以上64歳未満は34人、65歳以上が11人となっています。

障がい程度ではA判定（重度）は23人、B判定（中度・軽度）は45人となっています。

療育手帳所持者の状況（令和5年10月末現在）

（単位：人）

年齢区分	A判定	B判定	合計
18歳未満	5	18	23
18～64歳	11	23	34
65歳以上	7	4	11
合 計	23	45	68

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、37人でうち1級（重度）は4人（全体の約10.8%）、2級（中度）は25人（67.6%）を占め、3級（軽度）は8人（21.6%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和5年10月末現在）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計	自立支援医療(精神通院) 受給者証交付者
18歳未満		1		1	2
18～64歳	1	18	7	26	34
65歳以上	3	6	1	10	11
合計	4	25	8	37	47

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少ないことや、経過も慢性にわたり生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

特定疾患医療受給者証交付状況 （令和5年10月末現在） （単位：人）

	指定難病	特定疾患	先天性血液凝固因子障害
交付人数	36	2	2

(5) 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の汎用性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令でさだめるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

平成23年8月には障害者基本法が改正されて、「障害者」の定義において「精神障害(発達障害を含む)」と規定されています。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によっても症状が違っていることから診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数等は把握できていないのが現状です。

（６）高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部の怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。

脳損傷による認知機能障害を主な症状として日常生活や社会生活に制約がでている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数等は把握できていないのが現状です。

3 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービス（介護給付）を受ける18歳以上の人は、遠軽地区障害支援区分認定審査会の審査を経て、町の障害支援区分の認定が必要となります。

障害支援区分の認定状況 （令和5年10月末現在）

（単位：人）

障害 \ 区分	児童	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体					2	1		5	8
知的		2	2	2		6	7	5	24
精神		3		3	1	1	2		10
身体・知的					1				1
知的・精神									
精神・身体									
身・知・精									
児 童 (障害区分なし)	36								36
合 計	36	5	2	5	4	8	9	10	79

第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児 福祉計画における成果目標と実績

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、国の指針では、令和5年度末までにおいて、令和元年度末時点における施設入所者のうち、6%以上を地域生活へ移行また、施設入所者数においては、1. 6%を削減することと示されていました。本町においては令和元年末時点から地域生活移行者数を2. 4%以上、施設入所者の削減を4. 3%と目標設定しておりましたが、地域生活移行者は0人となり、施設入所者数の削減については1名減となっております。

（単位：人）

項 目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
令和元年度末施設入所者数	—	17	
地域生活移行者数	1	0	施設入所者のうちグループホーム等へ移行した人数
施設入所者削減見込	1	1	
令和5年度末施設入所者数	16	16	

2 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を目標に、との観点から、国の指針を踏まえ本町では下記の通り目標設定しております。

○福祉施設利用者のうち就労移行支援事業を通じて令和元年度の一般就労への移行実績の1. 27倍以上とする

- ・うち就労移行支援事業からの移行者数は1. 30倍以上
- ・うち就労継続支援 A 型事業からの移行者数は1. 26倍以上
- ・うち就労継続支援 B 型事業からの移行者数は1. 23倍以上

令和5年度までに福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行するものを3人として目標設定しておりましたが、実績は0人となっております。また、就労定着支援についても一般就労移行者がいないため、実績は0人となります。

(単位：人)

項 目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
令和5年度において一般就労に移行した人数	3	0	
・うち、就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1	0	
・うち、就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1	0	
・うち、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1	0	

○就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とするとされておりましたが、本町においては、町内及び近隣市町村に就労定着支援サービスを提供する事業所が存在しないことから数値目標を設定しておりませんでした。

引き続き、事業所等との連携を密にして適切なサービス利用を促進します。

○就労定着支援事業所の就労定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業所について、令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とするとされておりましたが、本町には現時点で就労定着支援サービスを提供する事業所が存在していないため、一般就労に向けた支援について「佐呂間町障がい福祉ネットワーク会議」等で検討していきます。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の基本指針では、

○精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とすることを基本とする。

○令和５年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

○令和５年度末における入院後３ヶ月時点・６ヶ月時点・１年時点の退院率の目標値をそれぞれ６９％以上・８６％以上・９２％以上として設定することを基本とする。

とされています。

しかし、本町の実情を勘案し、具体的な数値目標を設定することは困難なため、下記項目の目標設定をしております。

○保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

○施設や病院から退所後、地域生活への定着に繋がるサービスの利用者数

令和５年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催については実績が０回となっており、退所時の各種障害サービスの利用者についても０人となっています。

項 目	数値		備考
	目標	実績	
保健、医療、福祉関係者による 協議の場の開催	１	０	
施設や病院から退所する精神障がい者の 地域移行支援の利用者	１	０	
施設や病院から退所する精神障がい者の 地域定着支援の利用者	１	０	
施設や病院から退所する精神障がい者の 共同生活援助の利用者	１	０	
施設や病院から退所する精神障がい者の 自立生活援助の利用者	１	０	

4 障がい児支援に関する提供体制の整備

国の指針に即して3項目について目標を設定しておりました。

○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・児童発達支援センターを各圏域1か所以上設置
- ・児童発達支援センターが保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所、広域での設置も検討することを目標として設定されておりました。現状では人材や資源の不足などを理由に本町に設置することが困難ではありますが、近隣市町村に児童発達支援センターが設置されており、本町からも利用することができる体制が構築されております。

保育所等訪問支援について本町はもとより近隣市町村にもサービスを提供する事業所がない状態となっており、利用できる体制の構築を進めることが難しい状況です。継続して設置、体制整備について近隣市町村と連携を取りながら検討を進めることといたします。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

令和5年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市町村又は圏域に少なくとも1箇所の設置を目標とすると設定されておりました。重症心身障がい児の児童発達支援事業所を開設するためには、支援時間帯において常に対応が可能な嘱託医師、看護師や理学療法士等の職員を確保しなければならないなど、本町はもとより遠紋圏域においても体制整備が困難である状況となっております。

引き続き、近隣市町村と連携を取りながら検討を進めることといたします。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度までに、各市町村または都道府県の関与の上での各圏域において、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とするとされておりました。

本町においては、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、医療機関との連携が難しく、未だ見通しがたっておりません。コーディネーターの配置につきましても登録者や研修修了者がいないことから体制整備は困難である状況となっておりますが、保健師が、医療機関と連携し障がい児に対応するなど、コーディネーターの役割を保健福祉課が担い、対応していくことが出来ております。

5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度までに地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とすると設定されておりました。

本町においては、社会的資源の不足などの理由により本町単独での設置は難しく、遠紋圏域での設置も未だ見通しが立っていない状況となっており、設置箇所数は0となっています。それに伴い、運用状況の検証・検討の実施回数も0となっています。しかし、地域生活支援拠点に求める機能（①相談②体験の機会・場③緊急時の受入・対応④専門性⑤地域の体制作り等）について、全てではありませんが保健福祉課、教育委員会、保育所等連携を取りながら分担して役割を担うことが出来ていると考えます。

項 目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
地域生活支援拠点等の設置箇所	1	0	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の実施回数	1	0	

6 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とするとされております。

本町において具体的な数値目標を設定してはおりませんが、委託相談支援事業所の1件の増加、事業所や学校との個別ケース会議の実施など、相談支援事業所との連携、関係機関への情報共有を図ることで相談支援体制の充実・強化に努めることが出来たと考えます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取り組みに係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標とされておりまして、本町においては、具体的な数値目標を設定してはおりませんが、障害福祉サービスに係る各種研修や学習会の活用、新規配属職員の「障害支援区分認定調査員研修」への参加など、必要な知識の理解や習得に努めることが出来ていたと考えます。

第4章 計画推進のための基本的事項

1 令和8年度に向けて目指す方向

○障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス、その他の支援をうけつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を整備します。

○障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、障がい種別による格差が生じないようにサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等については、従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行うなどの取組みにより、障害福祉サービスの活用が促されるような支援に取り組むことといたします。

○地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を支えるとともに障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を検討いたします。

○地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域住民が「支えてあげる側」と「支えてもらう側」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、柔軟なサービスの確保等を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

○障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

○障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、働きやすい職場の確保と周知、多職種間の連携の推進などに取り組むことを目指します。

○障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、障がい者の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加を図る取り組みを目指します。

●その他の事項

①障がい者等に対する虐待の防止

相談支援専門員などに対し、常日頃から虐待防止に対する高い意識を持ちながら障がい者やその介護をする方の支援に当たるとともに、虐待の早期発見に努め、発見時は速やかな通報を行うよう普及啓発を図ります。

学校、保育所等における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、町と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等の管理者に対して障害者虐待防止研修への受講を促す等、虐待の防止・早期発見・早期対応を行えるよう支援体制の構築・充実を目指します。

②障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、人権意識の普及啓発に努めます。

障がいや障がいのある人への理解について、相談体制の充実や事業者等への必要かつ合理的な配慮について提供に取り組むとともに普及啓発に努めます。

③障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保について、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築などを通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めるよう支援を行うなど、防災対策をとともに考えていきます。

④発達障がい者等に対する支援

国が推進しているペアレント・トレーニング（保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方などを学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの）及びペアレント・プログラム（育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム）の導入、ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）の活用などについては、ニーズが少ない・体制整備が困難などの理由により、早期の実施は難しい状況ですが、実施の必要性について関係部署と検討を進めていきます。

⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

サービス事業所等において適切な支援が行えるよう支援ニーズを把握するとともに人材育成や関係機関との連携を図りつつ体制整備に努めます。

⑥障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

視覚障害、聴覚障害など障がい種別や特性に応じたコミュニケーションツールや手段の充実を図るなど、当事者等の意見を伺いながら取り組みを進めます。

2 成果目標

令和8年度を目標年度（計画期間の終期）とする本計画において、必要なサービス等の提供体制の確保にかかる目標として、「成果目標」が掲げられています。

また、成果目標を達成するための必要な指標である「活動目標」を見込むこととされています。

【成果目標区分】

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

《目標項目》

○令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活へ移行

○令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減

《本町の活動目標》

項 目	
令和４年３月末施設入所者数	１６名
地域生活(グループホーム等)への移行見込数	令和８年へ向けた目標値 (施設入所者の６％)  １名
施設入所者の削減見込数	令和８年へ向けた目標値 (施設入所者の５％)  １名

○第６期障がい福祉計画において、令和５年度末までに施設入所者数の２．４％以上を地域生活へ移行、施設入所者数を４．３％以上削減することとなっております。施設入所者の削減は１名となっていて、目標数値に達してはおりますが、亡くなったことによる削減のため、地域生活への移行という観点では目標数値には達していないと考えます。

また、入所者のモニタリング調査の結果や認定調査等の面談時に施設支援員から状況を聞き取りした結果などから、施設入所者の高齢化が進んでいることと、施設での生活を希望している入所者及び家族が多く、地域生活への移行及び施設入所者数の削減は難しい状況ですが、引き続き本人や家族の意思を把握することに努め、地域生活のための支援を担う関係者及び関係機関とのネットワークづくりなどについて、保健福祉課が中心となり、取り組むことを検討いたします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《目標項目》

○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催

○精神障がい者の地域移行支援の利用 (本町にサービスを提供する事業所はありません)

＊地域移行支援とは・・・「施設、病院から地域へ」を支援するサービス

○精神障がい者の地域定着支援の利用 (本町にサービスを提供する事業所はありません)

＊地域定着支援とは・・・地域生活の継続のための支援を行うサービス

○精神障がい者の共同生活援助の利用 (本町にサービスを提供する事業所はありません)

＊共同生活援助とは・・・地域での少人数の共同生活を支援するサービス

○精神障がい者の自立生活援助の利用 (本町にサービスを提供する事業所はありません)

＊自立生活援助とは・・・居宅で生活するための相談・助言を行うサービス

《本町の活動目標》

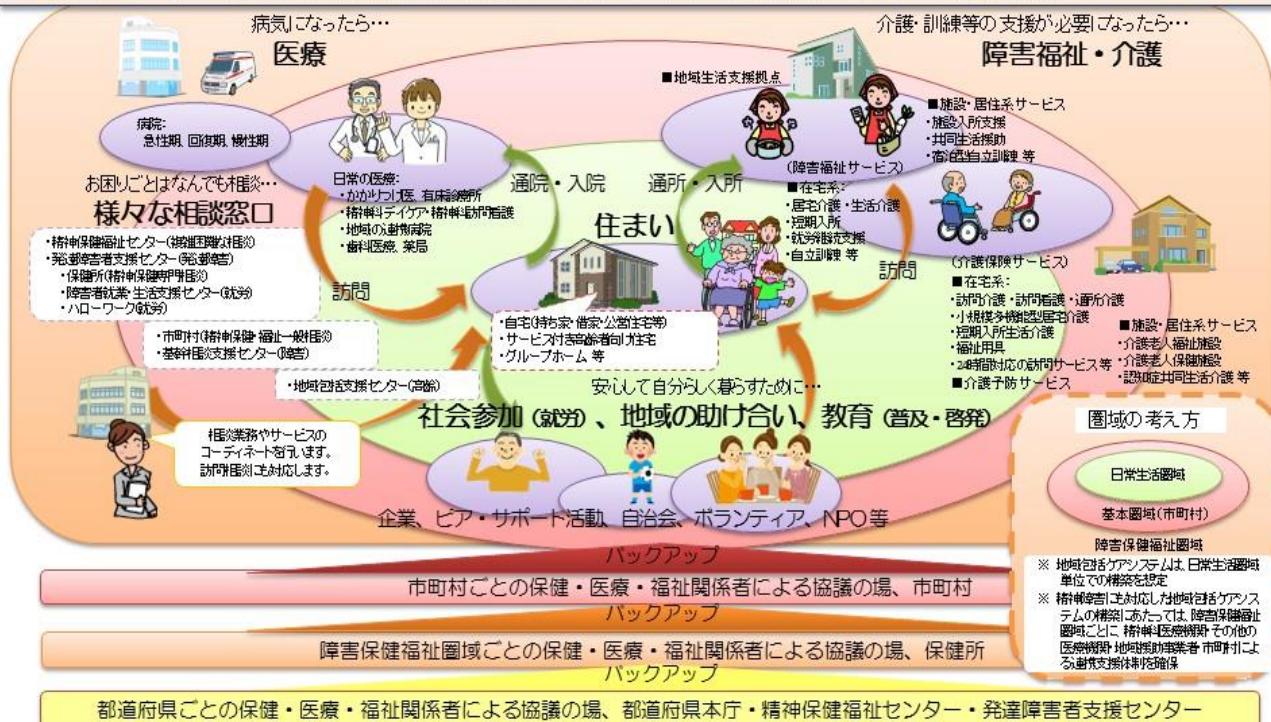
項 目	
保健、医療、福祉関係者による 協議の場の開催	令和8年へ向けた目標値 ⇒ 1回
施設や病院から退所する精神障がい者の 地域移行支援の利用者	令和8年へ向けた目標値 ⇒ 1名
施設や病院から退所する精神障がい者の 地域定着支援の利用者	令和8年へ向けた目標値 ⇒ 1名
施設や病院から退所する精神障がい者の 共同生活援助の利用者	令和8年へ向けた目標値 ⇒ 1名
施設や病院から退所する精神障がい者の 自立生活援助の利用者	令和8年へ向けた目標値 ⇒ 1名

○本町には障害福祉・介護系のサービス事業所が少ないこと、事業所の人員にも余裕がないため、新たなサービスを将来的に見込むことは難しく、また、町が地理的に広範囲のため、集落が点在していることと、地域住民の高齢化も進んでいることから、社会参加、地域の助け合いなどのバックアップは年々難しくなっていくと考えます。また、町内に精神科医療機関が無いなどの課題もあり、精神科医療に携わる方を交えての協議の場の設置が難しいのが現状です。本町単独での設置が困難な場合には、近隣町との共同設置の方向性も含めて検討が必要になると考え、保健福祉課が中心となって設置に向けて努めます。

また、退所支援につきましては、現状長期入院や施設に入所している精神障がい者のほとんどが高齢化、重症化などにより地域での生活が難しいと見込まれますが、目標値に達するよう施設や医療機関と連携を図りながらサービス利用に向けて努めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《目標項目》

- 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

○第7期障がい福祉計画では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする、また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされております。

第6期障がい福祉計画における国の基本指針では令和5年度末までに各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を整備することとされていましたが、社会的資源不足などから設置が難しい状況です。また、コーディネーター等の配置につきましても支援拠点が整備できていない現状、早急に配置することは困難であると考えます。将来的には遠紋地域の市町村による共同整備等視野に入れて検討を進めていきますが、地域生活支援拠点に求める機能（①相談②体験の機会・場③緊急時の受入・対応④専門性⑤地域の体制作り等）については十分ではありませんが、保健福祉課、教育委員会、保育所等連携を取りながら佐呂間町役場で拠点の役割を担うことが出来ていると考え、数値目標は見込みません。

また、強度行動障がいを持つ方の支援に関しましては、状況やニーズの把握に努め、関係機関との連携を強化し、支援体制の整備に取り組めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

《目標項目》

○福祉施設利用者のうち就労移行支援事業を通じて令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする

- ・うち就労移行支援事業からの移行者数は1.31倍以上
- ・うち就労継続支援A型事業からの移行者数は1.29倍以上
- ・うち就労継続支援B型事業からの移行者数は1.28倍以上

《本町の活動目標》

項 目	
令和3年度において就労移行支援 を通じ一般就労に移行した人数	0名
就労移行支援 ⇒ 一般就労移行	令和8年へ向けた目標値 令和3年度の一般就労移行者数の1.31倍 ⇒ 1名
就労継続支援A型 ⇒ 一般就労移行	令和8年へ向けた目標値 令和3年度の一般就労移行者数の1.29倍 ⇒ 1名
就労継続支援B型 ⇒ 一般就労移行	令和8年へ向けた目標値 令和3年度の一般就労移行者数の1.28倍 ⇒ 1名

○令和3年度において、就労移行支援事業を通じ一般就労に移行した方はいませんが、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年までに一般就労へ移行する方の目標数値を設定します。

本町に就労定着支援事業を提供する事業所はありませんが、今後の一般就労に向けた支援等については、「佐呂間町障がい者支援ネットワーク会議」等での検討を考えていきます。また国の基本指針では

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

○就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする

○就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする

となっておりますが、本町には就労移行支援事業所、就労定着支援事業所の利用実績はありませんので、具体的な数値目標については設定しません。

（５） 障がい児支援の提供体制の整備等

《目標項目》

- 児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置
 - ・各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

《本町の活動目標》

- 児童発達支援センターについては、重層的な地域支援体制の構築を目指すために各市町村又は圏域に１ヶ所以上設置することとされておりますが、社会的資源、専門的な人材の不足等の理由から、児童発達支援センターの設置は難しい状況です。また、障がい児が必要な障がい児支援、教育支援を受けることが出来るよう保健福祉課、教育委員会、保育所等と連携しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に取り組みます。

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を開設するためには、支援時間帯において常に対応が可能な嘱託医師、看護師や理学療法士等の職員を確保しなければならないなど、体制整備は本町単独では困難と考えます。

遠紋圏域において近隣町村との連携について検討を進めることといたします。

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、医療機関との連携が難しいこと、コーディネーターの配置に関しては、登録者や研修修了者が存在しないことから体制整備が困難と考えますが、医療的ケア児の支援については、これまでも医療機関から情報提供をいただき、保健師、訪問看護事業所と対応を協議し、障がい児に応じた対応をしてきた経過があります。コーディネーターの役割を保健福祉課障害担当係と保健師で担い対応していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《目標項目》

- 基幹相談支援センターの設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

《本町の活動目標》

- 基幹相談支援センターについては、重層的な地域支援体制の構築を目指すために各市町村において1ヶ所以上の設置を求められておりますが、町単独での設置は難しい状況にあるため近隣市町村との広域的な設置を目指して検討を進めていくこととします。
- 佐呂間町では自立支援協議会として「佐呂間町障がい者支援ネットワーク会議」を設置しておりますが、未だ開催実績は少ないため、今後はネットワーク会議を主体に事例検討を行うことで支援体制の、充実強化に向けて取り組みます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取り組みに係る体制の構築

《目標項目》

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築
 - ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

《本町の活動目標》

- 新規配属となった職員等については、「障害支援区分認定調査員研修」、「市町村等障がい者相談業務研修会」など必要に応じて研修を活用しております。また、地域の障害福祉サービスに関する研修や勉強会などにも積極的に参加する等、今後も各種研修を活用して障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識を理解し、習得していくことを目指します。

第5章 障害福祉サービス等の実績と見込量

1 居住系サービス

居住系サービスは入所施設等住まいの場で生活を支援するサービス

サービス名	サービスの内容						給付の種類
共同生活援助 グループホーム	共同生活援助(グループホーム)は障がいのある方に対して、日常生活援助、ならびに自立生活援助を行い、共同生活を営む住宅で入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の相談、援助を受けられる障害福祉サービスです。このサービスでは孤立の防止、生活への不安軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。						訓練等給付
第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)				
令和3年			令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
20			22	22	20	20	20
うち重度障害者	1	1	1	1	1	1	1
うち精神障害者	8	8	8	8	8	8	8

サービス名	サービスの内容						給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく施設に入所する障がいのある方に対して主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。						介護給付
第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)				
令和3年			令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
17			17	16	16	16	16

2 日中活動系サービス

昼間の活動を支援するサービス

サービス名	サービスの内容					給付の種類
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援などを行います。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	3	3	3	3	3	3

サービス名	サービスの内容					給付の種類
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対し、主に昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	24	24	24	22	22	22
うち重度障害者	3	3	3	3	3	3
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	509	496	490	510	510	510

サービス名	サービスの内容					給付の種類
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する65歳未満の障がいのある方に対し、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知能や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指します。					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇

サービス名	サービスの内容					給付の種類
就労選択支援	障害者本人の希望や能力・適正にあったより良い仕事の選択が出来るよう就労アセスメントの手法を活用して、支援を行います。 ※令和7年10月より新設されるサービスです。					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇

サービス名	サービスの内容					給付の種類
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるように、一定期間リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上のための訓練を行います。					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	0	0	0	0	0
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

サービス名	サービスの内容					給付の種類
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	0	0	0	0	0	0
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	0	0	0	0	0

サービス名	サービスの内容					給付の種類
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、就労に関する相談や支援をうけながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。 A 型：雇用契約を結び給料をもらいながら利用する					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	3	1	1	1	1	1
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	24	21	21	30	30	30

サービス名	サービスの内容					給付の種類
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、就労に関する支援をうけながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。 B 型：雇用契約を結ばない、通所して授産的な活動を行い工賃をもらいながら利用する					訓練等給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	11	13	13	14	14	14
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	178	184	200	220	220	220

3 訪問系サービス

自宅での暮らしを支援するサービス

◇介護する家族などを支援するサービス

サービス名	サービスの内容						給付の種類
短期入所 ショートステイ (福祉型)	自宅で介護をしている家族が病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短期間、夜間も含め施設に宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事の支援を行います。						介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	1	3	3	3	3	3	
うち重度障害者	0	0	0	0	0	0	
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	4	3	3	10	10	10	

サービス名	サービスの内容						給付の種類
短期入所 ショートステイ (医療型)	医療的管理を必要とする障がい者の介護をしている家族が病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短期間、夜間も含め施設に宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事の支援を行います。						介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	0	0	1	1	1	1	
うち重度障害者	0	0	1	1	1	1	
	第6期実績 (平均利用日数 日/月)			第7期見込 (平均利用日数 日/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	0	0	4	4	4	4	

◇自宅での暮らしを支援するサービス

サービス名	サービスの内容					給付の種類
居宅介護 ホームヘルプ サービス	自宅で入浴、排せつ、食事等の調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活に関する相談や助言などの生活全般にわたる援助を行います。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	6	4	4	2	2	2
	第6期実績(平均利用時間 時間/月)			第7期見込(平均利用時間 時間/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	23	39	29	30	30	30

◇外出を支援するサービス

サービス名	サービスの内容					給付の種類
重度訪問介護	重度の障がいがあり常時介護を要する方に、自宅で生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の介護などを行います。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	1	0	0	0	0
	第6期実績(平均利用時間 時間/月)			第7期見込(平均利用時間 時間/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	38	0	0	0	0

◇外出を支援するサービス

サービス名	サービスの内容					給付の種類
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方で、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときに本人に同行して移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出をする際に必要な援助を行います。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	2	2	2	2	2	2
	第6期実績(平均利用時間 時間/月)			第7期見込(平均利用時間 時間/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	5	5	8	10	10	10

◇外出を支援するサービス

サービス名	サービスの内容					給付の種類
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。					介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	1	1	2	2	2
	第6期実績(平均利用時間 時間/月)			第7期見込(平均利用時間 時間/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	0	2	2	3	3	3

◇自宅での暮らしを支援するサービス

サービス名	サービスの内容						給付の種類
重度障害者 等包括支援	常時介護を要し、その必要性が著しく高い方に居宅介護等複数サービスを包括的に提供するサービスとなります。						介護給付
	第6期実績 (利用者数 人/月)			第7期見込 (利用者数 人/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	0	0	0	0	0	0	
	第6期実績(平均利用時間 時間/月)			第7期見込(平均利用時間 時間/月)			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	0	0	0	0	0	0	

4 相談支援サービス

◇計画相談支援（サービス等利用計画）

サービス名	サービスの内容					
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより必要な支援をするため、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の基礎資料を作成したり、一定期間ごとにモニタリングを行い利用しているサービスの確認を行います。					
	第6期実績（実利用者数/年）			第7期見込（実利用者数/年）		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	47	48	47	44	44	44

5 障がい児支援

◇児童発達支援

サービス名	サービスの内容					
児童発達支援	未就学の障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性に応じた発達状態の課題を達成させていくための本人及び家族への支援。 児童発達支援センターにおいて日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。					
	第6期実績（実利用者数 人/年）			第7期見込（実利用者数 人/年）		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	16	19	20	20	20	20
うち重症心身障害児	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア児	0	0	0	0	0	0
	第6期実績(平均利用日数 日/月)			第7期見込(平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	21	24	33	27	27	27

◇放課後等デイサービス

サービス名	サービスの内容					
放課後等 デイサービス	6歳～18歳までの支援を必要とする障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対し、授業終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、集団生活への適応、その他必要な支援を行います。					
	第6期実績 (実利用者数 人/年)			第7期見込 (実利用者数 人/年)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	24	21	20	17	17	17
うち重症心身障害児	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア児	0	0	0	0	0	0
	第6期実績(平均利用日数 日/月)			第7期見込(平均利用日数 日/月)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	94	100	110	95	95	95

◇障害児相談支援（サービス等利用計画）

サービス名	サービスの内容					
障害児 相談支援	障がいのある子どもの自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより必要な支援をするため、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の基礎資料を作成したり、一定期間ごとにモニタリングを行い利用しているサービスの確認を行います。					
児童発達支援	第6期実績 (実利用者数/年)			第7期見込 (実利用者数 /年)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	16	19	19	16	16	16
放課後等 デイサービス	第6期実績 (実利用者数/年)			第7期見込 (実利用者数 /年)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	25	23	26	20	20	20

6 地域生活支援事業サービス

地域生活支援事業は障害福祉サービスとは別に、市町村が地域の実情に応じて、障がい者の自立した地域生活を支援するための事業です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進事業・啓発事業	サービスの内容					
	障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。社会福祉協議会が主体となって、毎年町内のイベント時に「ふれあい広場」を開催し、障がいのある方等との交流を図っています。					
	第6期実績			第7期見込		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	無	無	無	有	有	有

・第6期計画事業の実施はありませんでした。新型コロナウイルスによる外出自粛や町内イベント事業の減少によるものとなっています。今後も事業実施に向けて努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業	サービスの内容					
	障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動の支援・障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援・地域で障がい者等が孤立することが無いよう見守り活動をする支援・ボランティア活動の支援）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報提供などの支援を行う事業。 町内の障がい者ボランティア団体に対して、情報提供などの支援を行っております。					
	第6期実績			第7期見込		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

相談支援事業	サービスの内容					
	障がいのある方やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。					
実施事業所数	第6期実績 (箇所)			第6期見込 (箇所)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	6	6	6	6	6	6
	第6期実績 (件数・時間/年)			第7期見込 (件数・時間/年)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
利用件数	157	169	145	150	150	150
利用時間	266	265	235	266	266	266

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センター等機能強化事業の実施はありません。
- ・住宅入居等支援事業については、第6期計画期間中の実績はありません。相談を受けた場合に相談支援事業所と情報共有をして、支援を行えるよう努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度 利用支援事業	サービスの内容					
	知的障がいのある方や精神障がいのある方に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を助成するなどの支援を行います。					
	第6期実績 (人数/年間)			第7期見込 (人数/年間)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者	0	0	0	1	1	1

- ・第6期計画期間中、成年後見申立てはありませんでした。今後も成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある方の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

- ・現在本町では事業実施はしておりません。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能等の障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行う事業です。

- ・現在本町では、手話通訳者・要約筆記者の利用実績及び利用希望はありません。手話通訳者についても設置の見込みはありませんが、今後利用の相談があった場合、事業整備に向けて専門機関への委託等を検討いたします。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具 の給付	サービスの内容					
	障がいのある方を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の利便を図ることを目的とした事業です。					
用具名	第6期実績 (件数)			第7期見込 (件数)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護・訓練 支援用具	1	0	0	0	0	0
情報・意思 疎通支援用具	0	0	0	0	0	0
排泄管理 支援用具	192 (スリ用装具)	162 (スリ用装具)	204 (スリ用装具)	186	186	186
自立生活 支援用具	5 (頭部保護帽等)	0	1	0	0	1

（８） 手話奉仕員要請研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などの自立した日常生活、または社会生活を営むことが出来ることを目的とし、聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕者を要請・研修する障害者総合支援法に基づき町が実施する地域生活支援事業の一つです。

- ・本町単独での研修実施が難しいことから、近隣市で開催する手話講座の受講希望者にテキスト代や受講料等の助成を行うなどの支援をいたします。

現在は養成研修を終了した方はおりません。

（９） 移動支援事業

移動支援事業	サービスの内容					
	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動を支援します。					
実施事業所数	第６期実績（箇所）			第７期見込（箇所）		
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
	５	６	６	６	６	６
	第６期実績（実利用者数・時間/年）			第７期実績（実利用者数・時間/年）		
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
利用者数	４	５	７	６	６	６
利用時間	７５５	１２５２	９００	９７０	９７０	９７０

(10) 地域活動支援センター

地域活動支援 センター事業	サービスの内容					
	通いによる創作的活動又は生産的活動の機会を提供し、地域との交流を増やす活動を行う場所として、障がいのある方などの地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。 佐呂間町内に事業所が無いため、他町事業所を利用しています。					
	第6期実績 (件数/人数)			第7期見込 (件数/人数)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施事業所	2	2	2	2	2	2
実利用人数	3	3	3	3	3	3

(11) その他事業

日中一時 支援事業	サービスの内容					
	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業です。					
	第6期実績 (件数/人数/時間)			第7期見込 (件数/人数/時間)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施事業所	2	2	2	2	2	2
実利用人数	0	1	1	1	1	1
年間利用時間	0	14	5	6	6	6

(参考) 佐呂間町地域生活支援事業を提供する事業所

(令和5年度末見込)

サービス種別	事業所名	法人名
相談支援事業	指定特定相談支援事業所 佐呂間町社会福祉協議会	社会福祉法人 佐呂間町社会福祉協議会
	相談支援事業所 夢ふうせん	株式会社 エムリンクオホーツク
	遠軽町地域活動支援センター	特定非営利活動法人 さわやか
	相談支援室 ま〜ぶる	社会福祉法人 北光福祉会
	相談支援事業所 くらしネット Link	一般社団法人 くらしネット Link
	相談支援事業所 かたつむり	特定非営利活動法人 遠軽町手をつなぐ育成会 かたつむりの会
移動支援事業	ホームヘルプサービス 夢ふうせん	株式会社 エムリンクオホーツク
	サポートセンター かたつむり	特定非営利活動法人 遠軽町手をつなぐ育成会 かたつむりの会
	川東の里 移動支援事業所	社会福祉法人 川東の里
	移動支援事業 日の出学園	社会福祉法人 斜里福祉会
	移動支援事業所 サンライズ・ヨピト	社会福祉法人 網走桂福祉会
	障害者支援施設 清流の里	社会福祉法人 にしおこっぺ福祉会
地域活動支援センター	遠軽町地域活動支援センター	特定非営利活動法人 さわやか
	梅トピア	社会福祉法人 網走桂福祉会
日中一時支援事業	ホームヘルプサービス 夢ふうせん	株式会社 エムリンクオホーツク
	仲良し共同作業所	特定非営利活動法人 紋別市仲良し共同作業所
	障害児入所施設 ひまわり学園	社会福祉法人 北光福祉会

第6章 佐呂間町の地域支援等

1 地域生活支援の現状

(1) 相談員

ノーマライゼーションの理念が浸透しつつあるなか、関係者と公的機関を結ぶパイプ役として重要な役割を持つ相談員を配置しております。

◇身体障害者相談員

身体障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、公的機関とのパイプ役になったり、障がい者のための社会参加に関する地域活動を関係団体と協力したりします。

◇知的障害者相談員

知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりします。

(2) 障がい者団体

障がい者が社会性を保持して安定した生活を送るためには、障がい者福祉に関する各種制度を深く理解するとともに、障がい者相互の連携を密にした福利厚生活動に取り組むことが必要であり、町内には三つの障がい者団体が組織されています。

また、社会福祉協議会や町保健師が各組織の事務連絡調整を担い、円滑な団体運営を支援しています。

佐呂間町内の障がい者福祉団体

組 織 名	活 動 内 容
北海道身体障害者福祉協会 佐呂間分会	身体障がい者の自立と社会参加の推進に寄与し、障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。
あゆみ会	難病疾患患者及びその家族相互の交流を通じて病 気や療養に対する理解を深めるとともに親睦と交 流、学習を深める。
あやめ会	精神疾患を持つ者等とその家族相互の交流を通じ て病気や療養に対する理解を深めるとともに親睦 と交流、学習を深める。

(3) ボランティア等地域組織

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、地域をあげた支援活動を進めることが必要であり、現在町内には障がい者を対象としたボランティア団体が活動を進めています。

また、中高校生をはじめあらゆる階層にボランティア参加を呼びかけ、障がい者に対する正しい理解を深めるとともに、ノーマライゼーション理念の浸透を促進しています。

佐呂間町内の障がい者ボランティア団体

組 織 名	活 動 内 容
佐呂間町朗読の会	視力障がい者のため、「広報さろま」「社協だより」「議会だより」などの朗読を行う。
あやめ会 ボランティア	「あやめ会」の活動を支援するため、行事などの手伝いを行い、親睦と交流を深める。
若佐ふれあい会	高齢者や障がい者と食事会などを開始し、交流を深める。

（４）社会参加と交流

障がい者が自らの能力を最大限発揮し、地域で生きがいをもって生活するためには社会参加と地域内の交流を促進することが重要です。

このため、社会福祉協議会が主体となって「ふれあい広場」を毎年開催し、地域内の交流を深めるとともに障がい者理解のための啓蒙活動を行なっています。また、障がい者本人と家族を含めた交流研修事業を実施して、相互理解による日常生活面での安定に向けた支援の取り組みを進めています。

現在、「ふれあい広場」については、コロナ禍により開催していた町内イベントの中止、人材の高齢化などで実施することが出来ない状態が続いていますが、今後も障がい者のある方と地域住民の交流の場をなくさないよう、実施する方向で検討していきます。

（５）健康づくりの推進

佐呂間町健康づくり行動計画に基づいて、心の健康・豊かさを重視した保健推進事業を継続して実施しており、障がいのある方が健康で安心して生活できるよう、障がいのある方の健康診査の受診勧奨や医療機関との連携強化を図ります。

（６）教育と療育の体制

障がいのある子供が生き生きと個性を発揮して、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育が必要です。

このため、子供の心と体の安定、発達を継続的に観察するために新生児訪問や乳幼児健康診査などの事業を実施しています。また、発達障がいのリスクをもつ児童が増加の傾向にあり、町、教育委員会、学校、児童相談所、児童発達支援センター等の関係機関が連携を取りながら、発達障がい児の早期発見、早期支援に向けた取り組みを進めています

（７）雇用、就労の現状

住みなれた地域で自立し、経済的にも安定した生活を送るために障がい者の労働意欲は高まっていますが、障がい者の就労をめぐる環境はまだまだ厳しい状況にあります。

また、町内に障がい者の就労を支援する施設がないため、地域活動支援センター（特定非営利活動法人さわやか）の運営支援と通所に係る費用の支援を継続的に行っており、通所に必要な交通費の助成事業を実施し、一般就労が困難な障がい者の社会的自立を支援しています。

（８）虐待防止、差別の解消、権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がいのある方に対する虐待の防止や早期発見・早期対応のための支援を推進します。

障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現するために障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めて行き、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利擁護を推進します。

（９）生活環境の整備

住宅における室内の段差解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者が快適に生活できる居住環境の整備をすすめるとともに、既存住宅の改修費用に対して助成を行い、在宅で安心して生活できるよう支援しています。

市街地から離れた集落に居住している高齢者や障がい者が市街地の住宅へ転居することによって、医療、買い物など自立した生活を送っていけるように整備をしています。



第7期佐呂間町障がい福祉計画

障 が い 者 計 画

第3期佐呂間町障がい児福祉計画

発行 令和6年 3月 企画・編集 佐呂間町
〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町 3 番地の 1
TEL 01587-2-1212 FAX 01587-2-3368
URL <http://www.town.saroma.hokkaido.jp>
E-mail fukushi@town.saroma.hokkaido.jp